

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月12日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(料金)	(料金)
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～9 （略）	1～9 （略）
10 健康診断料	10 健康診断料
(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,200円</u> (乳幼児にあつては、 <u>4,030円</u>) ただし、集団検診の場合は、病院長は、 2割を限度として料金を増減することができる。	(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,170円</u> (乳幼児にあつては、 <u>3,990円</u>) ただし、集団検診の場合は、病院長は、 2割を限度として料金を増減することができる。
(2)～(3) （略）	(2)～(3) （略）
(4) 短期人間ドック料	(4) 短期人間ドック料
ア （略）	ア （略）
イ 通院1日コース	イ 通院1日コース
1人につき 44,000円 (HCV抗体検査を行う場合は、 <u>1,120円</u> を加算する。)	1人につき 44,000円 (HCV抗体検査を行う場合は、 <u>1,160円</u> を加算する。)
ウ がんドック	ウ がんドック
(ア) Aコース（BコースとCコースの内容を 合わせたもの） 1人につき <u>56,080円</u>	(ア) Aコース（BコースとCコースの内容を 合わせたもの） 1人につき <u>58,800円</u>
(イ) Bコース（胃がん・肺がんの健診） 1人につき <u>38,020円</u>	(イ) Bコース（胃がん・肺がんの健診） 1人につき <u>39,960円</u>
(ウ) Cコース（乳がん・子宮がん・卵巣がん の健診） 1人につき <u>21,260円</u>	(ウ) Cコース（乳がん・子宮がん・卵巣がん の健診） 1人につき <u>22,000円</u>
11 予防接種料	11 予防接種料
1件につき <u>280円</u> に、使用薬剤の購入価格に1.1 を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入 する。) ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は 2割を限度として料金を増減することができる。 なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた 額が2割を超える場合は、当該額を限度として料 金を増減することができる。	1件につき <u>240円</u> に、使用薬剤の購入価格に1.1 を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入 する。) ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は 2割を限度として料金を増減することができる。 なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた 額が2割を超える場合は、当該額を限度として料 金を増減することができる。
12～23 （略）	12～23 （略）
24 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>280円</u>	24 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>240円</u>
25～32 （略）	25～32 （略）

<p>33 検査料 1件につき、<u>3,120円</u>に病院における検査委託金額（容器代等含む）に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満は四捨五入する。） ただし、遺伝カウンセリングをした場合 11,000円を加える。</p> <p>34～36 （略）</p> <p>37 外来妊産婦保健指導料 1件につき <u>5,100円</u></p> <p>38～40 （略） 備考 （略）</p>	<p>33 検査料 1件につき、<u>3,090円</u>に病院における検査委託金額（容器代等含む）に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満は四捨五入する。） ただし、遺伝カウンセリングをした場合 11,000円を加える。</p> <p>34～36 （略）</p> <p>37 外来妊産婦保健指導料 1件につき <u>5,000円</u></p> <p>38～40 （略） 備考 （略）</p>
---	---

附 則

- 1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和6年6月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。